

北海道告示第10953号

北海道が令和2年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和2年7月27日

北海道知事 鈴木 直道

(経済部所管分 その12)

| 補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助率等 | 交付申請書に添付すべき関係書類 | 実績報告書に添付すべき関係書類 | 交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先 | 補助金等の交付に関する権限の委任 | 摘要 |
|---|----------------------|---|---------------------------------------|--|---|---|------------------|----|
| <p>商店街域内消費喚起事業費補助金 新型コロナウイルス感染症の長期化により、売上減少等、大きな影響を受けている商店街の賑わいを創出するため、商店街振興組合の感染拡大防止と消費拡大を両立させた販売促進活動等に対し、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>北海道商店街振興組合連合会</p> | <p>道が提唱する「新北海道スタイル」を实践した感染拡大防止と消費拡大を両立させた販売促進活動等に要する経費のうち知事が必要と認めるもの</p> <p>なお、次に掲げる経費は補助対象外とする。 ア 食糧費(会議用茶菓を除く。) イ 交際費 ウ 工事請負費(イベント時の仮設工事など簡易なものを除く。) エ 不動産の取得に要する経費</p> | <p>10分の10以内 補助上限額：1組合あたり500千円</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部地域経済局中小企業課</p> | | |